平成28年度第２回東浦町総合教育会議録

開　催　日　　平成29年２月14日（火）
場　　所　　東浦町役場　南会議室２

出席構成員の氏名

町　　長	神谷明彦	教育委員長	野田雅代
教育委員長職務代理者	小林久枝	教育委員	久米賢治
教育委員	水野善久	教育長	恒川　涉

出席職員の氏名

企画政策部長	教育部長	企画政策課長	学校教育課長
生涯学習課長	図書館長	スポーツ課長	学校給食センター所長
主幹兼指導主事	統括課長補佐兼指導主事	学校教育課長補佐兼係長	学校教育係長
学校教育課主事			

傍聴者　１名

会　　議

開　会　　午前９時00分
（教育部長）　　出席構成員６名を確認し、会議の成立を確認

１　あいさつ
（　町　長　）　　議題は「東浦町いじめ防止基本方針」についてです。いじめ防止に対する委員会の設置や条例を制定することについて話し合っていきます。皆さんからの意見をいただいて、より良いものにしていきたいと思います。よろしくお願いします。
（教育委員長）　　「東浦町いじめ防止基本方針」の制定が子供達の救いになればと思います。よろしくお願いします。

２　議題
（１）（案）東浦町いじめ防止基本方針について
（　町　長　）　　議題１の説明を求めます。
（学校教育課長）　　議題１「（案）東浦町いじめ防止基本方針について」を説明。
（　町　長　）　　質疑を求めます。

（教育委員）　資料１の２ページ第３の１にあった「という子供がいじめを行うことのないよう」という文言を削除したのは、どういった理由からですか。

（事務局）　子どもと親の相談員から、この部分のみが具体的すぎるとの意見がありましたので削除しました。その後に続く文言で十分に理解できるという点が理由となります。

（教育委員）　資料１の４ページ第４の５にある専門機関と連携とは、どのようなものを指しますか。また有害情報等を監視する取り組みとは、具体的にどのようなものになりますか。

（事務局）　専門機関に関しては、警察と各学校の生徒指導部と教育委員会との連携が中心となります。

（事務局）　有害情報を監視する取り組みとしては、センターサーバ化を行ったことやＩＣＴを進めていく中で、情報関連の企業とフィルター管理を綿密に行うことで、教育上不必要な情報を与えないようにする取り組みを行っています。

（教育委員）　学校内での有害情報の監視とのことですが、学校外での有害情報の監視は可能ですか。

（事務局）　学校外の監視は難しいです。有害情報に触れないよう啓発することは可能ですが、監視できる範囲は学校内のみとなります。

（教育委員長）　パブリックコメントに関しては、何名の方から意見がありましたか。

（事務局）　４名の方から15件の意見がありました。

（町長）　パブリックコメントは、元々たくさん意見が寄せられるものではありません。意見が０件の場合も少なくありません。

（教育委員）　パブリックコメントにもありましたが、３つの委員会の活動内容の違いが一般の方には分りづらいように感じます。

（教育長）　重大事態へ至る前段階の部分がフロー図に記載されていないので、その部分を追記することで解消されると思います。

（教育委員）　東浦町いじめ防止基本方針について保護者への周知方法としては、何を考えていますか。

（事務局）　東浦町いじめ防止基本方針の周知方法としましては、各学校、東浦町ホームページ、中央図書館を利用する予定です。

（教育長）　家庭に対しての働きかけが重要視されていますので、入学式などの際に保護者への周知も行いたいと考えています。

（町長）　他に質疑を求めます。

《質疑なし》

（町長）　本議題については、一部文言削除並びに重大事態へ至る前段階

のフロー図をつけることとし、内容につきましては、提案のとおりとします。

（２）東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例の制定について

（　町　長　）　議題２の説明を求めます。

（学校教育課長）　議題２「東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例の制定について」を説明。

（　町　長　）　質疑を求めます。

（教育委員長）　委員の選任についてですが、どういった方を選任するのかは既に決まっていますか。

（事務局）　計５名が決まっています。いじめ問題対策委員会では、弁護士会半田支部から１名、臨床心理士を１名、警察官のＯＢを１名、愛知県児童相談所から１名、人権擁護委員から１名の計５名を予定しています。

（教育委員）　いじめ問題対策委員の方が実際に行う業務としては、どのようなものがありますか。また、いじめ問題対策委員といじめ問題調査委員の兼務はありますか。

（事務局）　重大事態が発生した際に、教育委員会が調査の必要性を認めた場合に、いじめ問題対策委員となる先程申し上げた５名の方々へ事前に委嘱することで迅速に対応します。また、調査の結果で事態への対処又は発生の防止のため再調査が必要と認めるときは、いじめ問題対策委員とは異なる方を町長の附属機関として、いじめ問題調査委員を町長が選任します。したがって、明記されてはいないですが、いじめ問題対策委員といじめ問題調査委員の兼務はありません。

（教育委員）　プライバシーの問題も関わってくると思いますが、いじめ問題調査委員の権限はどの程度ありますか。

（事務局）　捜査権はありませんが、個人情報を取り扱うことはあります。

（　町　長　）　他に質疑を求めます。

《質疑なし》

（　町　長　）　本議題については、提案のとおりとします。

閉　会　午前10時25分

会議録作成者　教育委員会事務局